



内閣府

令和 4 年 8 月 5 日
国際平和協力本部事務局

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施の結果の国会報告について

標記については、本日（5日）の閣議において決定されましたので、国会に報告いたします。概要は下記のとおりです。

記

1. 概要

我が国は、本年4月28日にウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について閣議決定し、ドバイ（アラブ首長国連邦）にある国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の倉庫に備蓄された人道救援物資をウクライナ周辺国（ポーランド及びルーマニア）に自衛隊の航空機により空輸する国際平和協力業務を行いました。

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画に基づき編成されたウクライナ被災民救援空輸隊は、本年5月1日から6月27日までの間、C-2輸送機及びKC-767空中給油・輸送機を用いて計8便を運航し、毛布17,280枚、ビニールシート12,000枚、ソーラーランプ5,184個及びキッチンセット3,380個、計4品目で約103トンの人道救援物資をドバイからポーランド又はルーマニアに空輸しました。

2. 国会報告

本件については、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条第2号の規定に基づき、本日、国会に報告いたします。